

港湾関係公共土木施設災害復旧事業(補助災)

事業の概要

■ 予算科目

- (項) 河川等災害復旧事業費
- (目) 港湾施設災害復旧事業費補助

■ 事業内容

地方公共団体等が維持管理する港湾施設及び海岸(港湾に係るもの)又は海岸保全施設(港湾に係るもの)を復旧する事業。

■ 事業主体

地方公共団体等

■ 補助率

	通常	北海道	離島	奄美	沖縄
港湾施設	2/3	4/5	4/5	4/5	4/5
海岸保全施設	2/3	4/5	4/5	4/5	4/5

■ 施行期間

災害発生年度を含めて3ヶ年以内(負担法第8条の2)

■ 採択基準及び採択限度額

- (1) 地方公共団体等が維持管理する港湾及び海岸(港湾に係るもの)の災害復旧事業であること。
- (2) 暴風、こう水、高潮、地震等の異常な天然現象により生じた災害であること。
- (3) 1箇所の工事費が都道府県及び指定都市にかかるものは120万円以上、市町村に係るものは60万円以上であること。(負担法第6条)

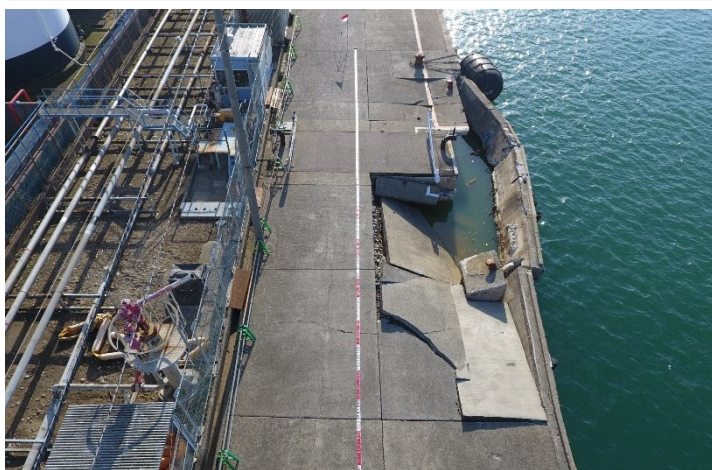
補助災害事例

R1年災 横浜港(横浜市) 護岸



台風第15号により護岸が倒壊

R1年災 伏木富山港(富山県) 岸壁



台風第19号により岸壁が倒壊